会議・打合せ・視察顛末書

記録者	松田　麻紀子

決裁	市　長	副市長	教育長	部　長	次　長	課　長	課長補佐	主査 係長	グループ員

件　　名	令和６年第４回龍ケ崎市教育委員会定例会
年　月　日	令和６年４月２４日（水）午後２時００分～午後３時１５分
場　　所	龍ケ崎市役所５階第１委員会室
出席委員	大古輝夫教育長、根本勇一教育長職務代理者、野中浩委員、山﨑麻里委員、膳法亜沙子委員
欠席委員	なし
傍聴者	３名
出　席　者	教育部長　中村　兼次 教育委員会事務局次長　大堀　敏雄 教育総務課長　名島　正博 文化・生涯学習課長　松崎　竜弥 指導課長　千葉　幸子 教育センター課長補佐　染谷　誠 学校給食センター所長　岩井　務 文化・生涯学習課長補佐　大塚　江美子 教育総務課長補佐　海老原　弘一 教育総務課長補佐　助川　由紀子 教育総務課係長　松田　麻紀子
議事日程	１　開会 ２　前回会議録の承認 ３　教育長報告 ４　議　事 議案第１号　龍ケ崎市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について 議案第２号　龍ケ崎市教育センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について 議案第３号　龍ケ崎市教育委員会に対する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令について 報告第１号　専決処分の承認を求めることについて（龍ケ崎市教育委員会関係職員の任免その他の人事について） 報告第２号　専決処分の承認を求めることについて（龍ケ崎市埋蔵文化財専門職員の任用について） ５　協議事項 （１）龍ケ崎市地域クラブ活動ガイドライン（案）について ６　報告事項 （１）令和６年度龍ケ崎市教育委員会の主な事務事業について ７　閉会

	（１）開会
教　育　長	委員の皆様、本日は、お忙しいところをお集まりいただき、ありがとうございます。今回の教育委員会定例会を開催するに当たりまして、会議を傍聴したい旨、３名の方から申出がありましたので、委員の皆様方にお諮りしたいと思います。 本日の議事は、議案３件、報告２件、協議事項１件、報告事項１件の審議が予定されておりますが、公開として傍聴を許可してよろしいでしょうか。
全　委　員	異議なし。
教　育　長	それでは、本日の会議については、公開といたします。傍聴される方の入場をお願いいたします。
	（傍聴者入場）
教　育　長	傍聴される方にお願いを申し上げます。傍聴に際しましては、教育委員会会議傍聴人規則に従いまして、会議中は御静粛にお願いします。 本日の会議は、全委員が出席されており、定足数に達しておりますので、令和６年第４回龍ケ崎市教育委員会定例会を開会いたします。
	（２）前回会議録の承認
教　育　長	はじめに、３月に開催した定例会の会議録の承認を行います。会議録につきましては、原案のとおりでよろしいでしょうか。
全　委　員	異議なし。
教　育　長	それでは、会議録については、原案のとおり承認いたします。
	（３）教育長報告
教　育　長	続きまして、教育長報告をさせていただきます。 （市職員辞令交付式及び教職員人事発令通知書交付式、茨城県市町村教育長協議会総会、春の全国交通安全運動街頭キャンペーン、教育長学校訪問、校務支援システム研修会、学校予算等説明会、令和５年度第２回龍ケ崎市社会教育委員会議、市拠点校指導員研修会、市立小中学校入学式、令和６年度全国学力・学習状況調査、令和６年度第１回さわやか相談員・校内適応指導教室運営員研修会、令和６年度夢ひろば前期始業式、令和６年度第１回生徒指導連絡会、学校給食開始） 私からの報告は、以上でございます。委員の皆様方から御質問等がございましたら、お願いいたします。
全　委　員	特になし。
	（４）議案第１号　龍ケ崎市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
教　育　長	それでは議事に入ります。議案第１号「龍ケ崎市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について」事務局から説明をお願いします。
	（教育総務課課長　議案第１号について説明）
教　育　長	ただいま、議案第１号について説明がありましたが、これについて御意見等がございましたら、お願いいたします。
全　委　員	特になし。
教　育　長	それでは、採決に移ります。議案第１号について、原案のとおり決することに御

	異議ありませんか。
全　委　員	異議なし。
教　育　長	異議なしと認め、議案第１号については、原案のとおり可決されました。
教　育　長	（５）議案第２号　龍ケ崎市教育センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について及び議案第３号　龍ケ崎市教育委員会に対する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令について 続いて、議案第２号「龍ケ崎市教育センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」及び議案第３号「龍ケ崎市教育委員会に対する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令について」関係する議案でございますので事務局から一括して説明をお願いします。 （次長　議案第２号及び議案第３号について説明）
教　育　長	ただいま、議案第２号及び議案第３号について説明がありましたが、採決は別々に行いたいと思います。まず、議案第２号について御意見等がございましたら、お願いいたします。
教　育　長	これまでは所長補佐は置かれたことがあるのでしょうか。
次　　長	これまでは置かれたことはなかったと私の中で記憶しております。
教　育　長	主事補については、どういう方が主事補にあたるのでしょうか。
次　　長	教育委員会の事務職員ということで、役職として主事補というのがおります。これまでの規定文中に主事補が入っていなかったので、抜けていたのではないかということで、今回補足するという形での追加での規定文となります。
教　育　長	そういった立場の方が配属された時に規定の載っていないことがないようにとの認識でよろしいでしょうか。その他いかがですか。
全　委　員	特になし。
教　育　長	それでは、採決に移ります。議案第２号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
全　委　員	異議なし。
教　育　長	異議なしと認め、議案第２号については、原案のとおり可決されました。
教　育　長	続きまして、議案第３号について御意見等がございましたら、お願いいたします。
全　委　員	特になし。
教　育　長	それでは、採決に移ります。議案第３号について、原案のとおり決することに御異議ありませんか。
全　委　員	異議なし。
教　育　長	異議なしと認め、議案第３号については、原案のとおり可決されました。

教　育　長	（６）報告第１号　専決処分の承認を求めることについて（龍ケ崎市教育委員会関係職員の任命その他の人事について） 　続いて、報告第１号「専決処分の承認を求めることについて（龍ケ崎市教育委員会関係職員の任命その他の人事について）」事務局から説明をお願いします。 （次長　報告第１号について説明）
教　育　長	ただいま、報告第１号について説明がありましたが、これについて御質問等がございましたら、お願いいたします。
全　委　員	特になし。
教　育　長	それでは、採決に移ります。報告第１号について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
全　委　員	異議なし。
教　育　長	異議なしと認め、報告第１号については、原案のとおり承認されました。
教　育　長	（７）報告第２号　専決処分の承認を求めることについて（龍ケ崎市埋蔵文化財専門職員の任用について） 　続いて、報告第２号「専決処分の承認を求めることについて（龍ケ崎市埋蔵文化財専門職員の任用について）」事務局から説明をお願いします。 （文化・生涯学習課長　報告第２号について説明）
教　育　長	ただいま、報告第２号について、説明がありましたが、これについて御意見や御質問等がございましたらお願いいたします。
全　委　員	特になし。
教　育　長	それでは、採決に移ります。報告第２号について、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。
全　委　員	異議なし。
教　育　長	異議なしと認め、報告第２号については、原案のとおり承認されました。
教　育　長	（８）協議事項１　龍ケ崎市地域クラブ活動ガイドライン（案）について 　続きまして、協議事項１「龍ケ崎市地域クラブ活動ガイドライン（案）について」事務局から説明をお願いします。 （文化・生涯学習課長　協議事項１について説明）
教　育　長	４つのクラブというのは、野球とサッカーのそれぞれ東西ということでよろしいのでしょうか。
文化・生涯学習課長	野球とサッカーにつきましては西東に分けまして野球クラブの西については長山中学校と中根台中学校、野球クラブ東については城ノ内中学校と龍ケ崎中学校、サッカークラブの西につきましては長山中学校と城西中学校、サッカークラブ東につきましては城ノ内中学校と龍ケ崎中学校に分けております。
教　育　長	クラブが分かれている学校が種目によって違うのは、人数の関係ということで間違いないですね。

文化・生涯学習課長	その通りです。
教　育　長	ただいま、協議事項１について説明がありましたが、これについて御意見や御質問等がございましたらお願いいたします。
根 本 委 員	いくつか質問をしたいのですが、１５ページの一番下の行の地域クラブ活動の運営団体及び実施主体とありますが、これは例えば具体的にどうゆうものを想定して読み取れば良いのか、実際にこうゆう団体だよといったものをお示しいただければ意味が分かってくるのですが。
文化・生涯学習課長	運営団体、実施主体に関しましては、令和６年度は実証事業ということでございまして、業務委託という手法で考えております。
教　育　長	現在、候補がいくつかあるということですか。
文化・生涯学習課長	３者見積を取るといった形で最低価格を設定額にし、これから指名競争入札を行うところであります。
根 本 委 員	それは分かるのですが、例えば具体的に龍ケ崎だったら野球ならリトルであるとか、そういったものを具体的にお示しいただけるとありがたい。
次　　長	例えばになりますが、クラブドラゴンズのような指導する方がいるような団体に委託をして実証をすすめていくということです。龍ケ崎に馴染みがあるということで言いますと、クラブドラゴンズのような団体にお願いしていくようになると思います。
根 本 委 員	それは分かりますが運営団体と実施主体という２つの違いがうまく呑み込めないですよね。
次　　長	実証事業の手法にもよりますが、例えば運営主体としまして自治体によってＮＰＯ法人を立ち上げまして、そこに一括して市の方からお願いをしてＮＰＯ法人が主体となって指導員を抱えているところを探して充てていくとか、そういったイメージを持っていただければと思うのですがよろしいでしょうか。
根 本 委 員	はい。
教　育　長	その他はいかがでしょうか。
膳 法 委 員	いっぱい引っかかるところがあるのですけど、大きくモデルクラブがあるというところについてお聞きしたいのですが、サッカーと野球になるとチームスポーツになると思うのですが、個人競技とか文化のことも触れているのに文化についてモデルケースがなくて良いのか。なぜチームスポーツなのか理由があれば教えていただきたい。
文化・生涯学習課長	実証事業と言うことで、野球・サッカーに関しましては、先ほどお話したように長山中や中根台中のように合同でチームを組んで大会に出ているということで実証事業ということでやりやすいということで模索をして、野球・サッカーに決定しました。野球とサッカーなら指導者も集めやすいのではということもあります。令和７年度以降につきましては全クラブが対象となりますので、文化の吹奏楽等に関しましても、そのような取り組みをしていくところでございます。以上です。
膳 法 委 員	ちょっと分からないのですけれど、どれだけチームスポーツにニーズがあって、個人競技とか文化にどれだけニーズがあるのか。最初にチームスポーツに取り組む

	必要が本当にあるのか。やりやすさよりも現実的にニーズがあるところから着手した方が良いのではと思い質問させていただきました。コメント返しは大丈夫です。
次　　長	ただいま委員の方から御質問と御意見が出ましたが、そのへんも含めながら実証事業を進めていって、その結果がどうなのかは最終的に委員会の場でも報告させていただきます。初めてのケースなので御理解していただければと思います。よろしくお願いいたします。
膳法委員	はい。
教　育　長	この２つの種目はクラブチームも数多くありますので、そことどうすみ分けていくのかというのも対象に入ってくると思います。その他にいかがでしょうか。
教　育　長	私の方からもよろしいでしょうか。私も事務局の中で担当課の方から、あらゆる機会を通じて学校であるとか、保護者であるとか生徒に対して、こういう切り替えの時期にこの競技で地域移行、土日どちらかの部活動がこのように移行していきますよと周知を一生懸命図っているのですが、一方でそれがなかなか届かない。理解に至っていないということも話に聞いています。その辺に関しても今後、見通しというか、どんなふうに周知徹底を図っていくという見通しがあれば、委員の皆様にも御理解いただけるのかなと思うのですが。今までもこういった話は出てきてはいるのですけれど、そのへんはいかがなのでしょうか。
大塚補佐	現在、中学生に関しましては１年生と２年生の家庭には通知を作成しまして昨年度から継続して配布をしているところでございます。地域の方、教育委員の方にはホームページを立ち上げまして、龍ケ崎の教育の中に部活動・地域移行というカテゴリーを作りました。ホームページに情報を取り込んでいきたいと思います。まずは、皆様に配布しました龍ケ崎の地域移行の在り方というところでお伝えしていきたいと思います。先生方、学校につきましては今週末に行われる教頭会、連休明けの校長会などでも実証事業を含めた話をしまして色々な意見をいただきながら実証事業のスタートを目指していきたいと思います。
教　育　長	関係する生徒さんや先生方にはアンケートを通す前に、こういう状況ですよと説明を保護者の皆様にも通知は出してはいますが、なかなか自分事としてもっと詳しく知ろうとか、具体的に知りたいとかまでなかなかいっていないので、今回の学校関係者への説明を聞いて、学校の中でも内容を理解していってもらえたらと思っております。保護者に関しましても通知を出してはいますけれども、読んでいただけていないということもありますし、ホームページ等を含めてあらゆる方法で周知していきたいと思います。関係している部活に所属していない保護者に対しても、今後こうなっていくように意識づけしていきたいと思っているところです。その他、いかがですか。
野中委員	今現在の部活は、今まで通りで動いていて野球とサッカーだけ土日を中心にクラブチームみたいな団体に依頼がかかっているという状況で進んでいるという考え方でよろしいでしょうか。
文化・生涯学習課長	その通りです。そのような形ですすんでおります。
教　育　長	よろしいでしょうか。その他、いかがでしょうか。
根本委員	例えば今後、２０ページの大会等の在り方にかかってくると思いますが、そういった連合のチームが大会に出るとなりますと、市内だけではなく今後、県南及び県の中体連との関わりもあると思うのですが、連合チームで勝ち進んで県代表になる場合も支障がないような形で今後もっていけるのか。せっかく勝ち進んでも途中で切られてしまうとなると子供たちのモチベーションも上がりませんが、今後どのよ

	うになっていくのか。そこで例えば２０ページの大会等の主催者はリーグ戦の導入や能力別にリーグを分ける等の工夫により誰もが参加機会を得られるように配慮するとありますが、これは委員会サイドで配慮しても致し方ない。大会主催者としてお願いしてなるのかなと思いますが、整合性といいますか筋合わせはどうなっているのか。そういったところが疑問に思いました。
次　　長	今回お示ししましたガイドラインなのですが、茨城県でもガイドラインを作成しておりまして、それに沿った形で作成しております。中体連の話も出てくると思います。当然、大会ですから龍ケ崎市、茨城県全域とか、今後の調整は必要になってくると思います。茨城県全体との整合を取るための調整は今後進めていくしかないと考えております。以上です。
教　育　長	活動時間が示されていますので、それを超えた活動をしている団体に所属しているお子さんは中体連主催の大会には出られない可能性はあります。現在で言いますとシニアとかに所属しているお子さんは出られないといったことになりますし、サッカーもクラブチームに通っているお子さんについては土日も３時間程度のところ、それを超えて練習していますので中体連主催の大会に出られないということが具体的にあります。その他、進めるにあたって細かいことが出てくるかと思います。その他に何かございますか。
根 本 委 員	県レベルで進めていくとなると、相当時間がかかってくると想定されますよね。このような取り組みが進んでいるところが茨城県の中でどれだけあるのか。そういったものの声が集まらないと、なかなか一本化にするのは難しいと思うのですが。
教　育　長	大堀次長は、そのような会に出席しているようですが、お話できるようなことはありますか。
次　　長	学校のガイドラインの参考文献にもありますが、近辺ですと県外になりますが、柏市がすすんでいるようであります。大会をどのようにすすめているのかまでは、ちょっと疑問符なのですが、どうしても人員の確保と、部活動ではなく、クラブとなるので会費とか財務の面で完全に解決しているところは全国的に見てもないのかなと思っております。県内ですと土浦市さんがガイドラインを作成して昨年度実施したと記憶していますが、県の調整は進んでいないと思います。あくまでも実証事業ですので結果を見て今後どのようにしていくのかということです。今回は休日の部活動の地域移行となりますので今後、平日に移行していく場合はどうなるのかとかどうしても過渡期対応は出てきますから、休日の地域移行ということなので休日の限定での大会にならざるをえないと想定できますし、平日はまだ部活動として活動しているので部活動の中での大会になってしまうのかとか色々課題はでてきます。正直、試行としても悩みどころが多くて、手探りのような状態もありながら調整していくということで実証事業に今年度取り組んでいくということで苦慮しながらすすめていくといったところでございます。以上です。
根 本 委 員	主体は学校から抜け出すのは難しいということですよね。どうしても私なんかは子供たちのことを先に考えてしまいまして、子供たちのモチベーションを下げないようにしていきたいと思うところなので、よろしくお願いいたします。
教　育　長	受け皿をうまく設けられる自治体ばかりではないと思うので、移行ありきでいきなりだったので、どの市町村も苦慮しているところでありますので、大堀次長を中心に学びながら制度設計していければと思います。その他になにかございますか。
膳 法 委 員	事前に資料を読ませてもらって、１点だけ気になるところがありまして１６ページの指導者のところなのですが、何かが起きたら対処するというように読み取れるのですが、学区外のどこの誰だか分からない人が指導者に入ることもあるかと思うので例えば、研修制度を作ってそれをクリアした人が指導に入るとか、私は自分の

	専門でもあるので、こういう人が指導に入らなければと思うところが、例えば障害を有する生徒への配慮の義務化ということが今年度あったので、そういう配慮ができる人であったり、あるいはスポーツ栄養に関して中学の生徒は消費エネルギー量が成長にも、運動するにも必要なので食事に関して、ちゃんと知識がある人が指導した方がいいし贅沢ことを言えばそういうところだったり、ＬＧＢＴとかもあるので男女差別をしないような、そういうところまで深く掘り下げられるような研修が事前にあったり、暴言を吐かないとかちゃんと事前に基礎的なところから中学生を指導するというところまでを含めた研修制度があって問題を起こさないような人材を指導者にしているといったことを書いてもらえれば柏市や土浦市、茨城県をも超えられるような素晴らしい規程ができるのではないかと思います。最後の１６ページの③にとにかく数が必要だと読み取れてしまう文章が、指導者の量の確保とありますが数が足りなくなるだろうと、とにかく人数を確保したいと読み取れて資質が二の次になっているような聞こえ方があるので、資質を確保しつつ、研修制度もきちんとやっていますということであれば問題も起きないように未然に防いでいますというような一文があると、より良いかなと思いました。うるさいことを言ってしまってすみません。
教　育　長	ありがとうございます。③のような指導者の量の確保というよりは、指導者の確保という項目の中でまずは資質的なものをあげながら人材を確保するというような形で表記にしていくということですすめていくということですかね。
膳 法 委 員	独自でもいいので、研修制度があると他よりも超えられるのではと思いますね。
次　　長	貴重な御意見ありがとうございました。今日の協議事項で示させていただいて色々な御意見、御質問を頂きましたが５月に、関係部署を集めまして検討会議を予定しております。本日頂きました御質問、御要望等踏まえまして、なるべくそういったものを上手く入れていけるように進めていきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
膳 法 委 員	大学としては、支援ということでご協力できればと思います。
教　育　長	その他に何かございますか。それでは、頂いた御意見に基づき内容を修正させていただきます。
教　育　長	（９）報告事項１　令和６年度龍ケ崎市教育委員会の主な事務事業について 続いて、報告事項１「令和６年度龍ケ崎市教育委員会の主な事務事業について」です。事務局から各課長、説明をお願いします。 （各課長　報告事項１について説明）
事　務　局	ただいま、報告事項１について、説明がありましたが、これについて御質問等がございましたらお願いいたします。
全　委　員	特になし。
教　育　長	それでは本日の議事は以上ですので、これで閉会したいと思います。最後に、事務局から連絡事項がございます。
事　務　局	次回以降の会議の日程についてお知らせします。５月は、５月２２日（水）午後２時に予定しています。６月の定例会については、６月２６日（水）午後２時から予定しています。よろしくお願いいたします。
教　育　長	それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了させていただきます。お疲れさまでした。

<table>
<tr><td></td><td colspan="3">【議決事項】
議案第１号　龍ケ崎市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について
議案第２号　龍ケ崎市教育センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
議案第３号　龍ケ崎市教育委員会に対する事務の補助執行に関する規程の一部を改正する訓令について
報告第１号　専決処分の承認を求めることについて（龍ケ崎市教育委員会関係職員の任免その他の人事について）
報告第２号　専決処分の承認を求めることについて（龍ケ崎市埋蔵文化財専門職員の任用について）

【会議録調製年月日】
令和６年４月３０日

【会議録調製者】
龍ケ崎市教育委員会事務局　教育総務課　係長　松田　麻紀子

龍ケ崎市教育委員会会議規則第１５条及び第１６条の規定により、この会議録を調製させ、署名する。
教育長　　大　古　輝　夫</td></tr>
<tr><td rowspan="2">情 報 公 開</td><td rowspan="2">公開</td><td>非公開（一部非公開を含む）とする理由</td><td>（龍ケ崎市情報公開条例第９条２号該当）
個人情報（報告事項３）</td></tr>
<tr><td>公開が可能となる時期（可能な範囲で記入）</td><td>年　　月　　日</td></tr>
</table>